

令和元年台風第 19 号に伴う災害に係る被害により休業している事業主の皆様へ

～失業手当と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合

一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含まれます）が、雇用保険の失業手当を受給できる特別措置があります。

- 雇用保険に 6 ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づき休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

- 労働者に支払った休業手当相当額の 2 / 3（中小企業の場合）を助成します。
- 例えば、以下のような理由により休業する場合に利用できます。
 - ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
 - ・ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難などにより、経済的な取引関係が悪化した場合
 - ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合 等
- 「特例の内容」は以下のとおりです。
 - ・ 災害発生日に遡っての休業等計画届の提出を可能とします。（令和 2 年 1 月 20 日まで）
 - ・ 最近 1 か月の売上高または生産量などの事業活動を示す指標が、前年同期に比べ 10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。（確認期間を短縮）
 - ・ 災害発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象とします。
 - ・ 雇用量要件を撤廃します。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークへご相談ください。



長野労働局管内ハローワーク

ハローワーク	所在地	電話番号
ハローワーク長野	〒380-0935 長野市中御所 3-2-3	026-228-1300
ハローワーク松本	〒3900828 松本市庄内 3-6-21	0263-27-0111
ハローワーク上田	〒386-8609 上田市天神 2-4-70	0268-23-8609
ハローワーク飯田	〒395-8609 飯田市大久保町 2637-3	0265-24-8609
ハローワーク伊那	〒396-8609 伊那市狐島 4098-3	0265-73-8609
ハローワーク篠ノ井	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 826-1	026-293-8609
ハローワーク飯山	〒389-2253 飯山市飯山 186-4	0269-62-8609
ハローワーク木曽福島	〒397-8609 木曽郡木曽町福島 5056-1	0264-22-2233
ハローワーク佐久	〒385-8609 佐久市原 565-1	0267-62-8609
ハローワーク佐久 小諸出張所	〒384-8609 小諸市御幸町 2-3-18	0267-23-8609
ハローワーク大町	〒398-0002 大町市大町 2715-4	0261-22-0340
ハローワーク須坂	〒382-0099 須坂市墨坂 2-2-17	026-248-8609
ハローワーク諏訪	〒392-0021 諏訪市上川 3-2503-1	0266-58-8609
ハローワーク諏訪 岡谷出張所	〒394-0027 岡谷市中央町 1-8-4	0266-23-8609